仕様書

1　件　　名

相模原市立あじさい会館照明ＬＥＤ化改修修繕

2　履行場所

相模原市立あじさい会館（中央区富士見６丁目１番２０号）

3　履行期限

令和９年３月３１日（水）

4　修繕の概要

相模原市立あじさい会館の地下１階、１階、２階、６階及び屋上に設置されている照明器具をＬＥＤ化するもの。修繕対象箇所や照明器具の規格、個数は別紙のとおり。

5　留意事項

（１）本業務は、本仕様書に基づいて、発注者の指示により実施するものとする。ただし、修繕後の試験調整及び検査等、仕様書に明記していないことでも、業務上必要な付帯業務は、受注者の負担により実施しなければならない。

（２）修繕の実施時刻については、あじさい会館の管理者と調整の上、決定すること。

（３）修繕に当たっては必要な養生を行うとともに、作業中は作業員と来館者の双方に事故が発生しないよう、細心の注意を図ること。

（４）修繕の際に撤去した物品及び発生した廃棄物については、受注者が処理すること。

（５）修繕箇所については、修繕完了日から１年間の保証責任を負うこと。

6　検査及び契約金額の支払い

（１）受注者は、本業務完了後、着手前、完了後を比較できるよう整理した関係写真を含む修繕完成届を遅滞なく発注者に提出し、検査を受けるものとする。

（２）受注者は、前項の検査に合格後、発注者に請求書を提出するものとし、発注者は、その請求書を正当と認めたときは、受理した日から３０日以内に相模原市指定金融機関において支払うものとする。

7　環境配慮

（１）受注者は、「相模原市環境方針」の主旨を踏まえ、業務の実施において、省資源・省エネルギーに取り組む等、環境への負荷の低減を図るとともに、環境関連法令の規制等を遵守すること。

（２）受注者は、市への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。

（３）受注者は、業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、

他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努めること。

（４）受注者は、業務の実施において、廃棄物の減量化、資源化に取り組むとともに、廃棄物の処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、条例、相模原市一般廃棄物処理実施計画など、関連法令等を遵守し、適正に処理すること。

８　その他

この仕様書に定めのない事項については、協議の上定めるものとする。

以　上